

# 養護老人ホーム入所の手引き

(令和7年11月1日現在)

## 【入所の要件】

養護老人ホームの入所対象者は、65歳以上の高齢者であって、次の各号のいずれにも該当する方です。

- 1 身体上、精神上および環境上の事情については、次の（ア）および（イ）に該当し、かつ、（ウ）あるいは（エ）のいずれかに該当する方。

事 項	内 容
健康状態	（ア） 入院加療を要する病態でないこと、および感染症を有していても、他の被措置者に感染させるおそれがない方 （イ） 要介護認定において、要介護2以上に該当しない方
環境状況	（ウ） 介護を行う養護者がいないか、またはいても適切に行うことができない方 （エ） 家族および住居の状況など、現在置かれている生活環境の下では在宅において生活することが困難である方

- 2 経済的事情については、次の（ア）あるいは（イ）のいずれかに該当すること。

事 項	内 容
経済的状況	（ア） 高齢者の属する世帯が生活保護法による保護を受けている方 （イ） 高齢者およびその方の生計を維持している方の当該年度分の市町村民税所得割が非課税世帯の方

## 【介護保険制度との関係】

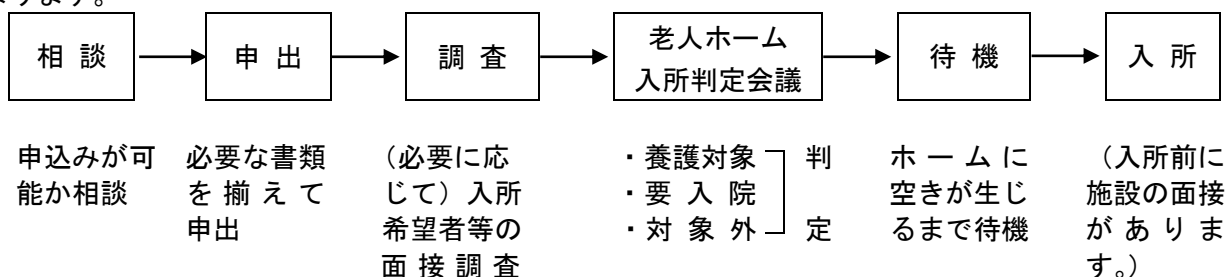
- ・養護老人ホームの入所を希望される方は、どのくらいの介護が必要かを確認するために要介護認定を受けていただくことになります。
- ・介護保険制度の要介護認定を受けた方は、介護保険施設のサービスを利用することができます。
- ・養護老人ホーム入所後、必要に応じて介護保険のサービスを利用することが可能ですが、入所する施設によってサービスの利用方法や負担額が異なりますので、入所を希望する施設にご確認ください。

## 【相談・申出場所】

	窓 口	所 在 地	電 話 等
相談 申出	函館市役所 2階 福祉事務所 高齢福祉課	〒040-8666 東雲町4番13号	(TEL) 21-3025 (FAX) 26-5936
相談	戸井支所 市民福祉課	〒041-0305 館町3番地1	(TEL) 82-2112 (FAX) 82-2917
	恵山支所 市民福祉課	〒041-0525 日ノ浜町127番地	(TEL) 85-2335 (FAX) 85-2658
	楳法華支所 市民福祉課	〒041-0611 新浜町156番地1	(TEL) 86-2111 (FAX) 86-2837
	南茅部支所 市民福祉課	〒041-1692 川汲町1520番地	(TEL) 25-6045 (FAX) 25-5110

## 【入所までの流れ】

入所の申し出があった場合は、次の流れになり入所まで一定期間、待ついただくこととなります。



※待機者については、定期的に現在の状況を調査しています。その際に

- ・入所の意思が無くなり、在宅での生活を希望している
- ・他の施設へ入所した
- ・病院に入院中で退院後は施設入所する予定だが、退院の目処がたっていない
- ・要介護2以上となり入所要件を満たさなくなった

などの理由により、入所しない(できない)ことを確認した場合は入所申出取下書を提出していただきます。

## 【添付書類】

入所を希望される方は、申出書のほか次の書類が必要です。

### 1 被措置者分（入所者本人分）に関するもの

書 類	説 明
(1) 健康診断書	・ 所定の様式を使用してください。 ・ 入所措置を決定する時期に再度提出していただくことがあります。
(2) 改製原戸籍	・ 本人および親族を確認します。 ・ 戸籍謄本または除籍謄本が必要となることがあります。
(3) 住民票（全員分）	・ 本人と同居している方の世帯構成を確認します。
(4) 収入に関する書類	・ 年金、恩給等の証書（コピー後お返しします。） ・ 前年の1月1日から12月31日まで、および現時点の記帳が確認できる預金通帳（銀行の取引明細書でも可） ・ 確定申告をしている方は、前年分の確定申告書の控 ・ 源泉徴収票
(5) 健康保険証	・ 本人が被保険者かを確認します。（コピー後お返しします。）
(6) 介護保険証	・ 要介護認定状況を確認します。（コピー後お返しします。）
(7) その他	・ 身体障害者手帳等の各種手帳（コピー後お返しします。） ・ 生活保護を受給している方は「受給証明書」 ・ 重度心身障害者医療受給者証（コピー後お返しします。） ・ その他、必要な証明書等の提出を求めることがあります。

## 2 扶養義務者分に関するもの

同居の配偶者および子どもの、次の書類を提出していただきます。

書 類	説 明
(1) 所得税額あるいは市民税額に関する書類	・「前年分所得税の源泉徴収票等(または確定申告の写し)」 あるいは「当該年度分市町村民税の納税通知書等」

なお、別居している場合などについても扶養の実態等により主たる扶養義務者と認められる方には、上記書類を提出していただきます。

### 【養護老人ホーム入所に要する費用徴収額（負担金）の決定】

費用の負担金には被措置者分（入所者本人分）と扶養義務者分があります。

#### 1 被措置者分（入所者本人分）

負担金の計算は次の方法によります。

入所者本人の

前年の収入金額	－	必要経費	＝	対象収入額
---------	---	------	---	-------

- ・ 年金、恩給
- ・ 財産収入等

- ・ 所得税、住民税等
- ・ 健康保険料等
- ・ 入所後の医療費
- ・ その他（仕送り等）

- ・ 対象収入額に応じて負担金が決定されます。  
(別表1参照)

#### 2 扶養義務者分

主たる扶養義務者に認定された方の負担金は、

主たる扶養義務者に認定された方の

現年度分の市町村民税額	または	前年分の所得税額 ※1	によって決定します。
-------------	-----	-------------	------------

(別表2参照)

※1 前年分の所得税額の計算においては、寄付金控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除の規定の一部は適用しないものとします（控除される前の額を所得税額とします）。

- (1) 「主たる扶養義務者」とは、原則として入所者本人と同居していた配偶者または子となります。ただし、別居している場合でも、扶養の実態等により、別居している配偶者または子を「主たる扶養義務者」とする場合があります。
- (2) 「主たる扶養義務者」となり得る方が2人以上いる場合は、税額が多い方の扶養義務者を「主たる扶養義務者」とします。

別表 1

## 被措置者（入所者本人）から徴収する費用

対象収入額による階層区分		徴収金（月額）
1	270,000 円以下	0 円
2	270,001 円以上 280,000 円以下	1,000 円
3	280,001 円以上 300,000 円以下	1,800 円
4	300,001 円以上 320,000 円以下	3,400 円
5	320,001 円以上 340,000 円以下	4,800 円
6	340,001 円以上 360,000 円以下	5,900 円
7	360,001 円以上 380,000 円以下	7,600 円
8	380,001 円以上 400,000 円以下	9,300 円
9	400,001 円以上 420,000 円以下	11,000 円
10	420,001 円以上 440,000 円以下	12,700 円
11	440,001 円以上 460,000 円以下	14,400 円
12	460,001 円以上 480,000 円以下	16,100 円
13	480,001 円以上 500,000 円以下	17,800 円
14	500,001 円以上 520,000 円以下	19,500 円
15	520,001 円以上 540,000 円以下	21,200 円
16	540,001 円以上 560,000 円以下	23,000 円
17	560,001 円以上 580,000 円以下	24,600 円
18	580,001 円以上 600,000 円以下	26,300 円
19	600,001 円以上 640,000 円以下	28,100 円
20	640,001 円以上 680,000 円以下	31,400 円
21	680,001 円以上 720,000 円以下	34,800 円
22	720,001 円以上 760,000 円以下	38,300 円
23	760,001 円以上 800,000 円以下	40,600 円
24	800,001 円以上 840,000 円以下	42,700 円
25	840,001 円以上 880,000 円以下	44,700 円
26	880,001 円以上 920,000 円以下	46,800 円
27	920,001 円以上 960,000 円以下	48,800 円
28	960,001 円以上 1,000,000 円以下	50,900 円
29	1,000,001 円以上 1,040,000 円以下	52,900 円
30	1,040,001 円以上 1,080,000 円以下	55,600 円
31	1,080,001 円以上 1,120,000 円以下	58,300 円
32	1,120,001 円以上 1,160,000 円以下	61,100 円
33	1,160,001 円以上 1,200,000 円以下	63,700 円
34	1,200,001 円以上 1,260,000 円以下	66,500 円
35	1,260,001 円以上 1,320,000 円以下	70,600 円
36	1,320,001 円以上 1,380,000 円以下	74,700 円
37	1,380,001 円以上 1,440,000 円以下	78,800 円
38	1,440,001 円以上 1,500,000 円以下	82,900 円
39	1,500,001 円以上	150 万円超過額 × 0.9 ÷ 12 月 + 82,900 円 【100 円未満切捨】

備考：上表にかかわらず、暫定措置として、養護老人ホームにおいては 140,000 円を当該費用徴収基準月額の上限とする。

## 扶養義務者から徴収する費用

主たる扶養義務者の税額等による階層区分		徴収金（月額）	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者	0円	
B	当該年度分の市町村民税が課税されていない者（A階層に属する者を除く。）	0円	
C <sub>1</sub>	前年分の所得税が課税されていない者で、当該年度分の市町村民税の額が右の額であるもの（A階層またはB階層に属する者を除く。）	0円	
C <sub>2</sub>	均等割の額のみである者	0円	
	所得割の額のある者	0円	
D <sub>1</sub>	前年分の所得税が課税されている者で、その所得税の額が右の額であるもの（A階層またはB階層に属する者を除く。）	30,000円以下	9,200円
D <sub>2</sub>		30,001円以上 80,000円以下	13,800円
D <sub>3</sub>		80,001円以上 140,000円以下	19,100円
D <sub>4</sub>		140,001円以上 280,000円以下	29,600円
D <sub>5</sub>		280,001円以上 500,000円以下	42,100円
D <sub>6</sub>		500,001円以上 800,000円以下	55,400円
D <sub>7</sub>		800,001円以上 1,160,000円以下	70,200円
D <sub>8</sub>		1,160,001円以上 1,650,000円以下	86,900円
D <sub>9</sub>		1,650,001円以上 2,260,000円以下	105,200円
D <sub>10</sub>		2,260,001円以上 3,000,000円以下	125,200円
D <sub>11</sub>		3,000,001円以上 3,960,000円以下	147,000円
D <sub>12</sub>		3,960,001円以上 5,030,000円以下	170,300円
D <sub>13</sub>		5,030,001円以上 6,270,000円以下	195,400円
D <sub>14</sub>		6,270,001円以上	その月における被措置者に係る措置費の支弁額